

とめ 法人会 NEWS

令和2年5月15日発行

第92号

津山・柳津虚空蔵尊

日本三大虚空蔵尊の一つで、国道45号沿いにある赤い木製の大鳥居は、東北一を誇る大きさです。

境内には、涙をこぼす雫の桜や一夜にして虚空蔵尊が松をまげたといわれる一夜の松など、虚空蔵尊七不思議と呼ばれているものがあります。

目次

- P. 1 津山・柳津虚空蔵尊
- P. 2 佐沼税務署からのお知らせ
- P. 3 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 4~5 定年延長後の高年齢者給与の決め方
- P. 6~8 法人会トピックス、会員企業リレー

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続が
インターネットで
行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。
※事前にダイレクト納付利用届出書の届出が必要です。
※届出書の届出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告を
するとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

法人会 オリジナル
キャラクター
(けんた)

法人会 e-Tax

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で

**期限までに申告・納付が難しい方は簡易な手続
で期限延長が可能です
(法人・個人の全ての方が対象)**

Q 申告・納付の期限が延長できるの？

- 新型コロナウイルスの影響で、期限までに申告・納付等ができないやむを得ない理由がある場合、**柔軟に確定申告書を受け付けること**としています。

Q やむを得ない理由とは？

- 納税者や関与税理士が新型コロナウイルスに感染したケースに限らず、感染拡大防止の取組により外出自粛を行っているケースなどもやむを得ない理由に該当します。

Q いつまでに申請すればいいの？

- 申告・納付期限の前だけでなく、その**期限を過ぎた後でも申請を行うことが可能**です。

Q 申請の手続は？

- 申請する場合、必ずしも**申請書等を提出する必要はなく**、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記するか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど**簡易な手続で申請**できます。
- 詳細は、国税庁HPまたは以下のQRコードから！

【国税庁HP】 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

国税の猶予の詳細はこちら



新型コロナ関連の
期限の個別延長に
ついてはこちら



自動車税種別割の納期限は6月1日(月)です！
～期限までに納付されるようお願いします～

令和2年度の自動車税種別割納税通知書は、令和2年5月8日(金)付けで県内一斉に発送されておりますので、届いていない場合は最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

納期限まで納付されない場合は、延滞金がかかることがあります。自動車税種別割は、県の様々な事業を行うための貴重な財源ですので、納期限までに納付されますようお願いいたします。

自動車税種別割の納付などに関するご質問がある場合は、納税通知書を発行した県税事務所にお問い合わせ願います。

☆ **納める方**

- ・ 自動車税種別割は、毎年4月1日午前0時現在で車検証に記載されている所有者に課税されます。自動車を譲渡しても、名義変更の登録手続きが4月以降となった場合は、自動車を所有していると判断され、自動車税が課税されます。
 なお、割賦販売等で売主が所有権を留保しているときは、買主が所有者とみなされます。

☆ **納める方法**

- ・ 納税通知書の裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストア又は県税事務所で納付してください。
- ・ 納付の際は、ミシン目から上下に切り離して、下部の横3連の納付書をそのまま窓口にお出してください。
- ・ 納付書を切り離したり、バーコード等の情報が汚損されていると、納付できない場合があります。その際は、納税通知書を発行した県税事務所にお問い合わせください。

☆ **ペイジー(Pay-easy)による納付について**

- ・ ペイジー(Pay-easy)は、宮城県などの収納機関と金融機関をネットワークで結ぶことにより、利用者がパソコン、携帯電話、ATMを利用して県税の納付ができるサービスです。
- ・ ペイジーで納付するためには、事前手続(金融機関との契約)が必要です。詳しくは各金融機関のホームページでご確認いただくか、各金融機関にお問い合わせ願います。
- ・ ペイジー取扱い金融機関やペイジーによる納付の方法等については、宮城県総務部税務課のホームページ「税金の種類・納付の方法」をご確認願います。
 (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/nouzei-kankei.html>)

☆ **クレジットカードによる納付について**

- ・ ご自宅の「パソコン」、「スマートフォン」等からクレジットカードを利用して自動車税種別割の納付ができます。ご利用にあたっては、次の注意事項を必ずご確認願います。

- 1 納税証明書は、クレジットカードで支払い手続きをされた日から約1か月後に発行可能となりますので、納税証明書の発行を急がれる方は、クレジットカードによる納付は行わないでください。(納税証明書の発行を急がれる場合は、金融機関又はコンビニエンスストアをご利用ください。)
- 2 県税事務所、金融機関及びコンビニエンスストア等の窓口や店頭でのクレジットカードを使用した支払いはできません。パソコン、スマートフォン等によるインターネットを使用した支払いのみ可能です。
- 3 税額とあわせて、支払い1件あたり330円の決済手数料がかかります。
- 4 宮城県から領収証書の送付は行いませんので、ご了承ください。
- 5 納付書発行日の翌々日以降(土日・祝日は除きます)にお手続きが可能です。お急ぎの場合は、金融機関又はコンビニエンスストアをご利用ください。

- ・ クレジットカードによる納付方法等については、宮城県総務部税務課ホームページ「税金の種類・納付の方法」をご確認願います。
 (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/kurezitto.html>)

定年延長 70歳時代

70歳までの就業確保の中で、高齢者の賃金をどう決定していくか 企業はどう対応するか



社会保険労務士
竹山 文

少子高齢化とそれに伴う労働人口の減少は、依然として社会問題になっていま

す。そうしたなかで、全労働人口総数に占める65歳以上の割合は11.8%（平成28年統計）と、上昇し続けています。

「何歳頃まで、収入が伴う仕事をしたいですか？」の問いに、現在仕事をしている高齢者の約4割が「働けるうちは、いつまでも」働きたいと回答しており、「70歳くらいまで」もしくは、それ以上の回答と合計すれば、約8割が高齢期にも高い就業意欲を持っていることがわかります。

70歳までの就業 機会の確保

平成25年4月より、事業主に65歳までの希望者全員の雇用確保措置が義務付けられ、令和6年度には、一

部残っていた経過措置も終了し、全面義務化となりま

す。その実施状況等を踏まえた上で、高齢者のさらなる活躍の促進に資するため、適正な待遇の確保など厚生労働省において検討が重ねられ、令和3年4月より70歳までの就業機会の確保措置を、事業主の努力義務とすることが決定されました。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」によると、65歳までの雇用確保措置と同様の措置（①定年引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年廃止）に加えて、労使合意の上で雇用以外の措置（④継続的に業務委託契約する制度、⑤社会貢献活動に継続的に従事できる制度）も選択できるようになっています。

働き方と年金

老齢年金は、一定の年齢

に達すると受給が始まります。働いていると、年金の一部または全部が支給停止になる場合がありますが、誤解も多いようですので、ここで整理します。

まず、年金受給開始年齢は図表①のとおり、60歳〜64歳で受けられる「特別支給の老齢厚生年金」は、性別、生年月日により受給開始年齢の引き上げが行われています。

図表①

【受給開始年齢（男性）】			
生年月日	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金	老齢基礎年金
S28年4月2日～S30年4月1日	61歳	65歳	65歳
S30年4月2日～S32年4月1日	62歳		
S32年4月2日～S34年4月1日	63歳		
S34年4月2日～S36年4月1日	64歳		
S36年4月2日～	65歳		
【受給開始年齢（女性）】			
生年月日	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金	老齢基礎年金
S33年4月2日～S35年4月1日	61歳	65歳	65歳
S35年4月2日～S37年4月1日	62歳		
S37年4月2日～S39年4月1日	63歳		
S39年4月2日～S41年4月1日	64歳		
S41年4月2日～	65歳		

図表②

働き方	勤務内容	支給調整
会社に勤務 《雇用契約》	おおむね週30時間以上の勤務 ※501人以上の会社は20時間以上	あり
	おおむね週30時間未満の勤務 ※501人以上の会社は20時間以下	なし
フリーランス で働く 《業務委託契約》	制限なし	なし

在職老齢年金 のしくみ

働いていると、年金が一定の支給調整を受けるのは、年金を受けられる人が厚生年金の被保険者となった時のみで、社会保険に加入しない働き方をすると、収入がいくらあっても、年金の支給制限はありません。

《図表②参照》

在職老齢年金とは、支給調整された年金のことをいいます。在職による支給停止は、65歳未満で受給する「特別支給の老齢厚生年金」と、

65歳以降に受給する「老齢厚生年金」のみが対象で、老齢基礎年金は影響を受けません。

年金の支給調整は、年金月額と総報酬月額相当額（標準報酬月額+その月以前1年間の賞与額÷12）をもとに計算されます。

60歳台前半と後半では、支給調整基準額が異なります。

60歳台前半は、年金月額と総報酬月額相当額との合計が28万円を超えると、年金額の一部または全部が支給停止されます。

65歳以降は、年金月額と総報酬月額相当額との合計が47万円を超えると、年金額の一部または全部が支給停止されます。（※47万円は令和2年度額）

従来の最適賃金 設計

年金のほか、高齢者の公的給付として、高齢者雇用継続給付があります。

これは、60歳をピークに再雇用後の賃金額が75%未満に低下した場合、雇用保

除から本人に給付されるもの
です(一定の要件あり)。

これまで事業主は、定年
再雇用をする従業員の賃金
を決める際、これらの公的
給付を利用して、「賃金十
年金+高齢雇用継続給付」
の合計額が、定年時の賃金
になるべく近くなるよう最
適賃金を設定することがで
きました。

しかし、60歳で年金が支
給されない、いわゆる無年
金期間のある人は、「賃金
+高齢雇用継続給付」の
みとなってしまう、年金受
給開始年齢までと年金受給
開始後の人で、同じ賃金設
計をするわけにはいかなか
なってしまうました。

もともと、年金額はそれ
までの年金加入歴によつて
個人で差があります。

今後の法改正

さらに、年金制度にも法
改正の動きがあり、「年金
制度の機能強化のための国
民年金法等の一部を改正す
る法律案」が閣議決定され
国会に提出されています。

この中で、在職老齢年金

の額に影響するのは以下の
ものです。

■短時間労働者(週20時間
以上)が厚生年金の適用
対象になる事業所の規模
要件

現行501人以上↓令和
4年10月より101人以
上↓令和6年10月より51
人以上

■令和4年4月より、65歳
未満の在職老齢年金の支
給停止基準額が65歳以上
と同じ「47万円」に引き
上げられる予定です。

■在職中の老齢厚生年金受
給者(65歳以上)の年金
額は、従来は退職するま
で改定されませんでした
が、令和4年度より、毎
年10月分から年金額改定
が行われます。

雇用保険では、令和7年
度から65歳までの雇用確保
措置の全面義務化とともに、
その役割を終えた高齢雇
用継続給付が縮小されるこ
とが決まっております。「賃
金+年金+高齢雇用継続給
付」の最適賃金設計が、今
までのようにはいかなくな
ることが分かります。

企業のJungeき 対応は

では、高齢者を雇用する
事業主は、どのような対応
をとる必要があるのでしょ
うか。

まず、企業として、70歳
までの就業確保措置の中で、
どの措置を選択するのか決
定しなければなりません。

雇用によらない措置の場
合は、単に偽装請負になら
ないよう、十分な労使協議
が必要で、複数年制度を
導入した場合には、個人に
どの制度を適用するかにつ
いての話し合いが不可欠と
なってきます。

本人の意向を聞いた上で、
会社が決定するというスタ
ンスに変わりはありません
が、トラブルなく高齢者の
特性に応じた多様な人材活
用を考えれば、ある程度メ
ニューを揃えておくことが
重要です。

ご承知のように、「同一
労働同一賃金」も令和3年
4月に、中小企業で施行さ
れます。労働条件の低下が、
一律認められるものではあ

りません。

また、定年再雇用後でも、
次世代への技術の継承など、
付加価値の高い仕事を担当
してもらおう場合があると思
います。

高齢者の賃金を決定する
とき、年金の支給停止がか
からないよう額を決めよう
とすると、年金の少ない人
の賃金が高くなり、年金の
多い人の賃金は低くなりま
す。従業員の側からすれば、
同じ仕事をしているのに、
賃金に差が出るのでは不満
が残ります。

かといって、支給停止さ
れた年金は、退職後にもら
えるものではなく、没収さ
れるようなものです。

企業が賃金で払えば払う
ほど、年金が止められると
いうのが、在職老齢年金の
図式です。

複雑な要素が絡み合うな
か、組織の年齢構成バラ
ンス、高齢者のモチベーシ
ョンや健康管理に関するこ
なども念頭に、定年再雇用
後の人事制度を別に構築し
てはいかでしょうか。

賃金に関しては、純粋に、

当事者の業務内容と責任の
程度に応じて設定し、そこ
から在職老齢年金の計算を
して、支給停止がからな
い人はそのままの額、かか
る人は減額し、その差額を
在職中積み立て、退職時に
支払うということを決めか
ら約束しておく、いわば第
2退職金制度を設ける方法
も考えられます。

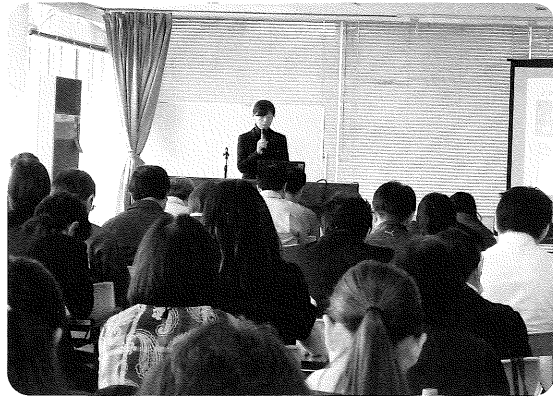
賃金制度を年功序列から
成果重視にする、選定年
制や役職定年制を導入して
おくなど、企業全体の人事
制度の見直しも必要になっ
てくるかもしれません。

働く意欲のある高齢者が
その能力を十分に発揮し、
年齢に関わりなく活躍でき
る社会の実現に向けて、環
境整備していくことは、人
手不足に悩む企業にとつて
も、相乗効果が期待できま
す。

高齢者のみならず、他の
世代も含めた従業員全員が
それぞれの強みを生かして
活躍できる人事制度を構築
し、今後の企業の成長戦略
としていただければと思
います。



説明をする佐々木讓署長



二木多賀子室長補佐による説明風景

女性部会 税務研修会を開催

女性部会では、去る2月6日、佐沼税務署より佐々木讓署長と伊澤崇夫法人課税部門統括国税調査官をお招きし、税務研修会を開催致しました。

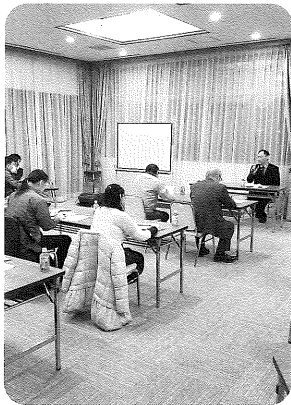
佐々木署長からは国税庁が後援し、全国の法人会で取り組んでいる「自主点検チェックシート」の重要性についてお話をいただき、伊澤統括官からは令和5年10月から導入されるインボイス制度についてご説明いただきました。

「働き方改革説明会」を開催！

登米法人会では、去る2月13日、瀬峰労働基準監督署と共催で働き方改革関連法について説明会を開催しました。

講師は、宮城労働局雇用環境・均等室より二木多賀子室長補佐が「同一労働・同一賃金について」と「各種助成金について」説明。その後、瀬峰労働基準監督署 千葉茂隆労働時間適正化指導員が「改正労働基準法について」説明しました。また、「治療と仕事の両立支援について」産業保健総合支援センター 木村裕香子産業保健専門職が説明を行いました。

登米市内はもとより、近隣の事業所からも受講に訪れ90名程の出席者がありました。



登米支部 働き方改革セミナーを開催！

三月二十四日には、登米支部で「働き方改革関連法と実務対応」について中小企業診断士で社会保険労務士の横尾徳仁氏を講師に招き開催しました。



佐沼支部 健康セミナーを開催！

二月十八日、佐沼支部では、医学博士・医学ジャーナリストで愛知医科大学医学部客員教授の植田美津恵氏をお招きし「中高年の健康管理」をテーマに健康セミナーを開催。
植田講師は、セミナー終了後の情報交換会にも同席し、個別の質問にお応えいただきました。



豊里支部 合同講演会を開催！

二月十四日、法人会豊里支部と商会豊里支部合同による講演会を開催。講師には(株)及善商店 及川善祐社長を招き「躍動の地域未来を求めて」と題し講演いただきました。終了後には、講師を交えての交流会も行われ大いに盛り上がりました。



中田支部 キャッシュレス決済を学ぶ！

二月二十五日、中田支部では、Pay Pay(株)の本田幸太郎氏を講師に招き「キャッシュレス決済サービス」についてセミナーを開催しました。

「体験学習を豊富に取り入れています！」



《中田支部》
学校法人 さくら学園
学園長 片岡 大助氏

「子供たちを通して家庭に明るい話題を提供することで、地域を明るくしたい。」と話す、学校法人さくら学園様を訪問しました。

さくら幼稚園は、昭和42年に現学園長の父が創業し、昭和58年、国から認可を受け、学校法人さくら学園を設立。さくら幼稚園、認可保育所みどりご園、小規模保育施設たんぼぼ保育園、企業主導型すみれ保育園を有し、0歳から6歳までの子供が通園するほか、放課後児童健全育成事業として桜学童みらいクラブを開所している。

さくら幼稚園は、平成29年度から「認定こども園」となった。教育・保育活動はこれまでの歴史と伝統を継承し、「体力づくり」「リズムと美術教育」「自然・農園活動」「食の教育」「言語の教育」を柱としています。年間行事では、七夕まつり、運動会、豆まきのほかサマーキャンプ、リズムフェスティバル、花山合宿や地域イベント等へ参加。生きる力の基礎は、幼児期の豊かな遊びと体験活動の中で育まれます。たくさんの人たちに関わり支えられて生きていくこと、また、楽器演奏や踊りの練習で個性を磨くことを自

然と体得していきます。

乳幼児期は、人生の根っこの部分を作る大切な時期なので、保育園と幼稚園を運営する当学園は、豊かな体験活動を通して未来に活躍する子供たちの幸福の基盤を創りたいとお話いただきました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



登米法人会会議室にて



登米市社会福祉協議会にて

会員特別融資制度を創設

登米法人会では、地元企業の資金調達支援による地域経済への貢献などを目的に、登米市内に所在する金融機関5行と提携をし、会員向け「優遇融資制度」を創設いたしました。取扱いは、令和2年4月1日からで、法人会会員企業が運転資金や設備資金として融資を受ける際に金利を優遇する制度となっております。

この制度に関するご相談は、登米管内の各金融機関となっておりますのでご検討ください。

女性部会 プルタブ・タオル等を寄贈！

女性部会の社会貢献事業として平成16年から実施している新品タオル・プルタブ・使用済み切手の収集活動。今年度も部会員や地域住民の方々からご提供いただき登米市社会福祉協議会へ寄贈いたしました。

浅野女性部会長は、「できることからコツコツと」を合言葉にこの活動を続けてまいりますので、今後とも協力をお願い致します、と語っておりました。



「地球温暖化と世界の子供を救おう」 今年度も回収します！

登米法人会青年部会で取組む社会貢献活動の一つ、エコキャップ運動も十二年目を迎えました。登米市内はもとより気仙沼市や栗原市の小中学校、地域の皆様方からご提供を受け令和元年度は三三七・五kgと、年々その回収

量も増えております。令和2年度につきましても、引き続きこの活動を行ってまいりますので、学校、企業、住民皆様方の変わらぬご協力をお願い申し上げます。



1/29 米川小学校



2/21 東郷幼稚園



令和元年度第1回売却

税の絵はがきコンクール 優秀作品を表彰！

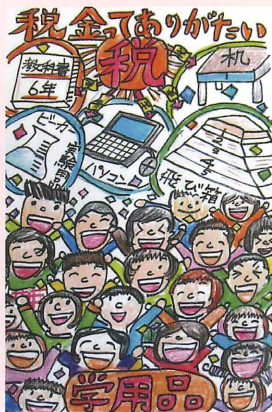
「税金に理解と関心を深めてもらおう」と小学6年生を対象に、税に関する絵はがきコンクールが全国の法人会で開催されています。

令和元年度の仙台国税局管内の応募作品数は、東北六県718校より21,553点。

登米市内からは19校より505点の応募がありました。

年々応募数も増え、素晴らしい作品が多く、選考に苦労されたようですが、厳選なる審査の結果、見事、登米小学校 金田淳史さんの作品が最優秀賞に当たる全国法人会総連合女性部会連絡協議会会長賞を受賞いたしました。

その他、登米法人会会長賞、女性部会長賞、佐沼税務署長賞が選ばれ、受賞者の児童の皆さんには賞状と記念品を贈呈致しました。



登米小学校 金田淳史さんの作品

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

「密閉」「密集」「密接」しない！

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意！

<p>他の人と十分な距離を取る！</p> <p>2メートル</p>	<p>窓やドアを開けこまめに換気を！</p>
<p>屋外でも密集するような運動は避けましょう！</p> <p>少人数の散歩やジョギングなどは大丈夫</p>	<p>飲食店でも距離を取りましょう！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多人数での会食は避ける ・隣と一つ飛ばしに座る ・互い遠い座る
<p>会話をするときにはマスクをつけましょう！</p> <p>5分間の会話は1回の咳と同じ</p>	<p>電車やエレベーターでは会話を慎みましょう！</p>

首相官邸 厚生労働省 厚生労働省フリーダイヤル 0120-565653

登米法人会・事業について 令和2年度 5月～7月予定分

この度の新型コロナウイルス感染拡大に伴い会員並びに地域住民皆様の健康と安全面を考慮し、当面の事業につきまして、中止または延期の対応をとらせていただきます。

5月開催予定の支部や部会の通常総会は、書面決議にて承認をいただくことになりました。

また、6月開催予定の「第1回決算法人説明会」と「会員交流船釣り大会」は中止とさせていただきます。

7月8日(水)には、「第12回市民ふれあいコンサート」の予定でしたが、この状況下では、開催困難との判断を下し、日程を延期したいと考えております。

事情をご理解いただき、1日も早くこの事態が収束に向かうよう不要不急の外出を控えステイホームで乗り切りましょう。